

グローバル・キャッシュ・マネジメントに関する国際税務

I. はじめに

多国籍企業は、銀行取引の集中化及び銀行との関係の見直しに焦点を置くようになってきています。企業グループのキャッシュをグループ内ファイナンス会社に集約させるか、もしくは、それぞれのグループ子会社の勘定で運営させるかについて、企業グループの財務担当者が判断するべき職責を与えられている場合が多く見られます。

II. 背景

グローバル・キャッシュ・マネジメントとは、グループ企業が有するキャッシュが所在する場所を問わず、キャッシュ・バランスの管理及びアクセスを集中化し、企業グループの全体の利益のためのキャッシュ・バランスを運営するテクニックです。

1. グローバル・キャッシュ・マネジメントの利点

- 財務効率の向上
- 財務機能における経済的規模利益の確立。すなわち、グループ企業それぞれによる個々の銀行取引を効率よく集中化することにより、企業グループ全体の信用度を改善し、グループのメンバー企業すべてがベストの取引条件のメリットを享受できるようにする。
- 銀行手数料の削減
- 企業グループにおける手元流動性の日次、月次もしくは年次ベースでの管理
- プーリング・システム内でのキャッシュの余剰と不足を相殺し(バンキング・スプレッドの回避)、支払利息の最小化及び受取利息の最大化の実現

2. キャッシュ・マネジメントのテクニック

キャッシュ・プーリングには、通常、ノーショナル・プーリングとゼロ・バランシングの二つがあります。(広義では、資金の余剰と不足の相殺全般を意味します)。これらは概念が異なる二つのテクニックであり、地域単位、あるいはグローバルなレベルでキャッシュ・マネジメントにそれぞれ適用されます。いずれの場合であっても、本質はグループ内の資金余剰会社から不足会社への貸付取引であり、それにより資金不足会社による資金の外部流出である銀行利子を軽減するとともに、資金余剰会社については、従来どおり、あるいは、それ以上の受取利子を収受できるように設計するシステムです。余剰資金と不足資金をグループ内企業間で相殺すれば、全体としての支払利子は軽減できるのが一般的であり、これはプーリング・ベネフィットと呼ばれています。プーリング・ベネフィットは、一般的に、プーリング・メンバー間で分配されます。

プーリング・ベネフィットの概念について、設例を用いて説明します。

設例

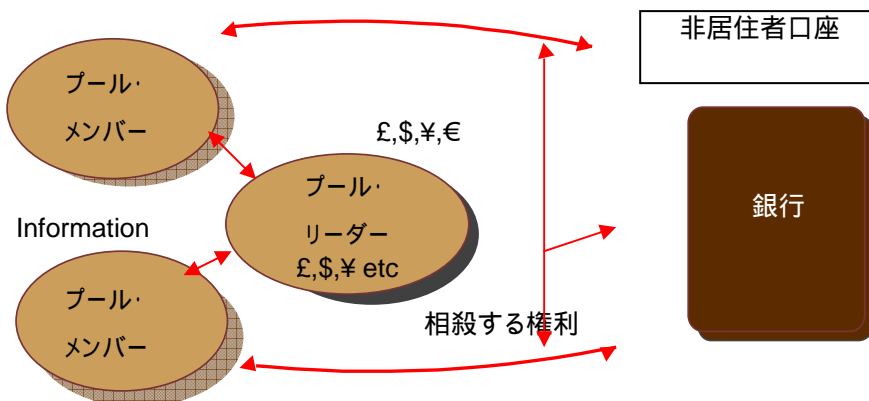
	単独取引の場合				キャッシュ・プーリングを行う場合	プーリング・ベネフィット
	メンバー A	メンバー B	メンバー C	合計	口座残高	
残高	\$500	\$500	(\$600)	\$400	\$400	
利率	4%	4%	(6%)	-	4%	
利息	\$20	\$20	(\$36)	\$4	\$16	\$12

上記の設例では、各プール・メンバー個々の銀行金利の合計は、純額としての受取利子の\$4ですが、プール・メンバー間で資金余剰と資金不足を相殺することにより、\$12の受取利子の増加が実現しています。これは、資金不足(\$600)を資金余剰で相殺することにより、 $2\% (= 6\% - 4\%)$ の銀行金利のスプレッドを回避していることによります($\$600 \times 2\% = \12)。この差額がプーリング・ベネフィットに相当します。

また、上記の設例には含まれていませんが、キャッシュ・プーリングで各プール・メンバー間が相互保証を行うことにより、全体として信用が高くなり、銀行からより有利な金利(例えば、上記の預金金利が上昇する一方、借入金利は減少)の適用を受けるのが一般的です。この場合にも、追加的なプーリング・ベネフィットを得ることができることになります。

(1) ノーショナル・プーリング

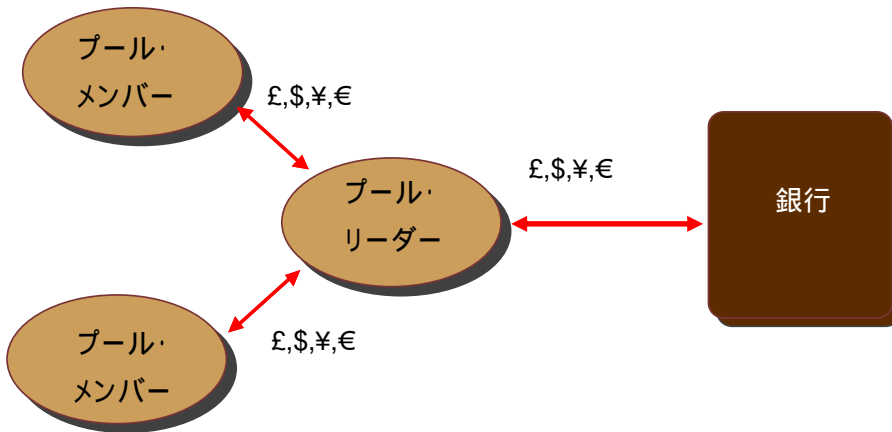
ノーショナル・プーリング(単に「プーリング」とも呼ばれます)は、プーリング・システムのメンバーのキャッシュ・バランスを名目的(ノーショナル)に相殺する仕組みです。大きく言えば、これはプールに参加するそれぞれの企業の余剰資金と、不足資金を実際にミックスさせるものではなく、各企業が、プーリングサービスを提供する銀行に設ける個々の銀行口座を、あたかも、プール・リーダーにおける一つの口座に集約されたものとみなして個々の余剰資金と不足資金を名目的に相殺し、全体のネットバランスをベースとして銀行が金利計算する方法です。以下の図はキャッシュ・フローを示したものです。



非居住者口座

(2) ゼロ・バランスング

ゼロ・バランスング(「キャッシュ・コンセントレーション」もしくは「スィーピング」とも呼ばれます)は、現金残高が実際に、また法的にも、資金余剰口座から不足口座に対して、プール・リーダーが持つセントラル・アカウントないしは地域単位での集約口座を通じて定期的に移動するシステムを意味します。



III. 国際税務の側面からの論点

グローバル・キャッシュ・マネジメントのスキームに関する税務上の留意事項で、もっとも重要かつ多く取り上げられるものは、以下のとおりです。

- 移転価格税制
- 支払利息の損金算入性及び過少資本税制
- その他の課税回避阻止規定(タックス・ヘイブン対策税制を含む)
- 利子源泉税
- プール・リーダーの所在地
- 間接税
- プーリング・アレンジメントの資料整備

1. 移転価格税制

各国の税務当局は、グループ間取引にかかわるチャージは独立企業間価格で取引されることを要請しており、それらが第三者間取引と比べて過大でも過少でもないことを立証できることを求めています。

検討すべきもっとも重要な側面は次のとおりです。

- 借入利息などのプール・メンバー間の配賦方法
- 比較可能性(市場の実勢価格)

- 書類の作成 (議事録や融資契約書を含む)

移転価格に関してフォーカスすべき分野として主なものは以下のとおりです。

- プール・メンバー間の利息の設定: 利息は市場レートに基づいていなければなりません(通貨及び資金の条件による)。設定可能な預金利息及び借入利息には一定の範囲があり、すべての当事者が同意できるミッド・ポイントを設定する必要があります。国によっては、企業間融資に関して税務当局が適用する利息のベンチマーク(±ベース・レート)が定められている場合があります。
- プーリング・ベネフィットの配分: 上述したように、キャッシュ・プーリングには多くの利点があり、キャッシュ・プールのメンバーは、これらの利益を共通に享受する立場にあります。一般的には、対価はプール・メンバーとプール・リーダーの間で、利息マージンに反映させられます。対価の認識について確立した方法がない場合には、もっとも合理的とされる配賦方法であっても、その方法について税務調査における検討対象になります。一般論としては、プーリング契約の下では、各プール・メンバーが単独で行う資金調達ないし運用に比較して、若干であっても、より有利な結果、あるいは、少なくとも現状以下とならないような結果となることが期待されています
- 保証料: プーリングサービスを提供する銀行は、キャッシュ・プーリング契約において、メンバー間すべてに相互保証が行われるように要請するのが一般的です。したがって、追加のリスクを引き受けるメンバーについては、そのリスクに見合う対価を支払うことが必要となります。信用度の高いプール・メンバーは、信用度の高さという利点を他のプール・メンバーに提供することになりますので、その提供に関しては、独立企業間価格で対価を受けることが必要となります。市場レートはこういう費用の適切なレベルの算定に利用されるべきですが、市場レートを定量化するのは簡単な作業ではありません。
- 財務管理サービス費用: プール・リーダーはそのサービスをメンバーすべてに提供し、優遇レートや取引条件ならびに信用条件の拡大を交渉したり、取引する銀行数を削減するための財務管理を行います。キャッシュ・プーリングの運営コスト(管理時間、セットアップ費用、銀行手数料など)は第三者が同様のサービスに対して請求するのと同等のベースで、当事者間に配賦する必要があります。プール・リーダーの手数料は、利息に反映させるか、あるいは別個の手数料として請求することが可能です。

2. 支払利息の損金算入性及び過少資本税制

支払利息の損金算入性は、以下のそれぞれに応じて、取り扱いが異なります。

- 支払先が銀行か、もしくは関連者か
- 支払先が同じ国の居住者か、もしくは海外か
- 一定期間内に決済されるか(支払期限が1年以内など)
- 損益勘定を通じて費用計上されるか

ノーショナル・プーリング契約にとって一つの問題点は、プール・リーダーからプール・メンバーに対する支払いは何であるか、銀行利息として取り扱われるべきものであるか否かというものです。

過少資本税制に関しては、海外関連者からの借入利息は、支払い側にとっては、一定の負債対資本比率以下であれば損金算入することができます。損金算入の否認については、完全に否認するもの(第三者から借り入れた場合の利息の額を超えた支払利息に関して否認をするもの)と、損金算入の繰延べ(特定の期間に損金算入できる金額を制限するもの)があります。

ゼロ・バラシングを利用する場合には、この過少資本税制を考慮することが必要です。ノーショナル・プーリング契約は、実際にグループ企業間での資金の授受がないため、過少資本税制適用の緩和には有効となる可能性はありますが、その利点は、バック・ツー・バック・ローンに関する税務当局の見解や、プール・メンバー間の相互保証の存在に対する税務当局の見解次第で消滅する場合がありますので留意が必要です。

損金算入が認められない支払利息は、税務上結果的には配当として位置づけられ、配当にかかわる源泉税の課税を受ける可能性があります。国によっては、一定の株主向けのローンを配当として取り扱うケースもありますので留意が必要です。

3. その他の租税回避防止規定(タックスヘイブン対策規定を含む)

多くの国は、タックスヘイブン対策規定を設けて、実際の事業を営んでいない外国のグループ企業(ならびにそのような企業の持株会社でない企業)の収益を、親会社の収益とみなして課税するという規定を設けています。グループの「キャッシュ・ボックス」として機能するオフショアの財務統括会社は、このカテゴリーに入る可能性があります。

また地域によっては、一般的な租税回避防止規定を設けています。これらの規定は、以下のようなクロス・ボーダー取引に影響を与える可能性があります。

- Back to back の融資契約 (グループ・ファイナンス会社を経由する企業間転貸取引)
- 一般的に独立企業間価格に基づいていない取引
- 一方の当事者に税務上の利点を提供することを目的として行われる取引

キャッシュ・プーリング・アレンジメントにかかわる制度の整備状況、ならびに、税務当局による課税関係についての一般的な見解が、実務上極めて重要な影響を及ぼします。

4. 利息に課される源泉税

利息はクロス・ボーダー取引の場合、源泉地で課税されることが多く、国内取引では課税となるケースは少

なくなります。源泉税は、利息を支払う側にその時点での徴収義務がありますので、源泉税対象の有無やその税率については、契約が開始される前に取り扱いを確認する必要があります。

源泉税課税については、以下の要因が関連してきます。

- 支払先が銀行か、もしくは関連者か
- 支払いが居住者の銀行口座、もしくは非居住者の銀行口座のどちらに対して行われるか
- 同一国の支払先か、もしくは、海外に対する支払いか
- 租税条約の下で一定の軽減措置の対象となるか
- 短期借入か、それとも長期借入か

利息にかかわる源泉税は、以下の方法で二重課税を回避することができます。

- 税金の還付
- 受取利子にかかわる外国税額控除

しかしながら、これらの方法により二重課税が常に完全に回避できるとは限らないため、源泉税を回避できない場合には、それを絶対的なキャッシュ・フロー・コストと見るか、あるいは時間差異としてのキャッシュ・フロー・コストと見るかについては、以下を確認することが重要です。

- 源泉税は上記のいずれかの方法を通じて、二重課税を回避できるか否か
- 各国における源泉税の控除ないし還付を早期に行う手続き
- 還付手続きに要する時間、もしくは、支払者の源泉税の納付期限と、受領者側での還付時期とのずれ

「グロス・アップ」条項(借入側が源泉税を負担するために利息支払時に税金相当額をグロス・アップして利子を支払うことにより、貸し手に源泉税の負担がかからないようにする規定)が含まれているかどうかは、融資取引の届出書類や証拠書類の作成を行う際に検討しなければなりません。

多くの国においては、租税条約の下で利息に関する源泉税の免税あるいは軽減税率の適用を受けるために、税務当局からあらかじめ所定の認可をとることが必要な場合があります。この手続きは届出書類あるいは証拠書類を提出して、一定の条件を充足しなければなりません。必要とされる手続きが完了しておらず、源泉徴収が行われていない場合は、延滞税や利息が発生することになります。

また国によっては、融資を行う場合、もしくは、資金を海外の当事者に預け入れる場合、事前の認可を必要とする場合があります。

5. プール・リーダーの所在地及び状況

上述した税務上のさまざまな影響を考慮して、プール・リーダーの所在地を選択することが可能になります。プール・リーダーが、より広い租税条約のネットワークの下で、優遇措置を受けることができるような国に所在していれば、国際税務に関する問題は最小限にとどめることができます。

アジアにおいては、香港の法人税率は低いのですが、シンガポールは香港よりもより広範な租税条約のネットワークを持っており有利です。また Finance & Treasury Centre の優遇措置(法人税率 10%、支払利子源泉税ゼロ)の適用もあるため、プール・リーダー所在国として選択されることが多い国の一つです。

プール・リーダーと、参加するプール・メンバーとの関係は明確にしておく必要がありますが、特にプール・リーダーが資金バランスのネットティングにおいて、自らが当事者となるのか(すなわちプール・リーダーの銀行口座を通じて相殺するのか)、あるいはネットティングについて、代理人として機能するのか、すなわち、自らの銀行口座を経由せずに、それぞれのプール・メンバーの口座における預金残高ないし借入金を名目的に通算する際の代理人となるのみかは、重要な相違点です。プール・リーダーの業務が適切に行われない場合には、他国において恒久的施設の認定を受けてしまう可能性があります。非居住者による海外の銀行口座の開設は、それ自体は課税対象となりませんが、非居住者のプール・リーダーが余剰資金の預け入れという行為以上の、例えば、資金運用管理機能などを行っている場合には、課税行為としてみなされる可能性があります。

6. 間接税

消費税(付加価値税)(VAT)

消費税上、資金業務の一部(受取利息など)はゼロレート適用ではなく、免税措置の適用になりますが、免税となった場合は、その免税所得の割合に応じて、仮払消費税(インプットタックス)との相殺が認められないため、インプットタックスの回収率を考慮して、仮払消費税の相殺を高めるように留意する必要があります。

印紙税

銀行口座の形態とスリーピング(ゼロバランス)口座での資金移動は、国によっては融資額に対して一定の印紙税がかかる場合があります(通常は資金回転の頻度に応じて課税)。

7. 関係書類の整備

関係書類の整備は、その重要性が増してきています。書類の整備は以下に関して必要となります。

- 税務当局その他の関係機関からの認可を求める申請に関するもの
- 利息マージン、保証契約及びプーリング・サービス提供にかかわる報酬に関して、移転価格契約の証拠となるもの
- 関連者取引の支払利息の損金算入の制限条項、もしくは、過少資本税制に関連するもの

必要書類には、移転価格を裏付けるもの(機能分析、比準分析、議事録及び配賦方法など)及びサービス契約、ならびに、融資契約が含まれます。

8. 日系企業がキャッシュ・マネジメントを行う際の税務上の留意点

(1) 背景

日系企業がキャッシュ・マネジメントを行う場合、租税条約のネットワーク(プール・メンバー所在地国との租税条約)、法人税率等を考慮して、プール・リーダーを欧州等の外国法人とするケースが多く見られます。

しかしながら、日系企業の場合、実際のマネジメント業務、システム開発・運用業務、意思決定等を日本の親会社にて行う場合があり、この場合には、以下の事項に留意する必要があります。

- 外国法人であるプール・リーダーの日本における PE(恒久的施設)リスク
- 日本親会社の役務提供にかかわる報酬
- 外国法人であるプール・リーダーの日本支店を設置した場合の税務上の取り扱い

(2) プール・リーダーの日本における PE リスク

外国法人であるプール・リーダーに実体がなく、日本の親会社が実際の日々のオペレーション業務及び意思決定を行っているものとみなされるような場合には、税務当局により、日本の親会社が外国法人であるプール・リーダーの PE であると指摘される可能性があり、この場合には、プール・メンバーへの貸付と借入のスプレッド、プーリング・ベネフィット、余剰資金の運用益等の所得のうち、当該 PE に帰属するものとされる所得につき、日本で申告すべきであると指摘される可能性があります。このようなリスクを避けるためには、プール・リーダー所在地国現地に実体を持たせることが重要ですが、実際のオペレーション業務及び意思決定のすべてをプール・リーダー所在地国で行うことができない場合には、日本親会社が行う業務を限定した上で、プール・リーダーと日本親会社間で役務提供契約を締結し、適切な報酬を受領することが考えられます。また、プール・リーダーの日本支店を設置し、特定の業務を行わせて、当該業務にかかわる所得を申告することも考えられます。

(3) 日本親会社の役務提供に係る報酬

キャッシュ・プーリング業務の一部、ないしは、銀行との折衝その他の必要な業務を日本の親会社が行っている場合には、移転価格税制上、日本の親会社は、適切な役務報酬を受領する必要があります。

(4) プール・リーダーの日本支店を設置した場合の税務上の留意点

プール・リーダーの日本支店を設置し、この日本支店を通じて、借入・貸付業務を行う場合は、特に以下の事項に留意する必要があります。

貸付にかかわる受取利子

外国法人であるプール・リーダーが日本に支店を有し、この日本支店を通じて国外の者に貸付を行う場合、当該貸付に対する受取利息は国内源泉所得として、課税の対象となります。ただし、当該貸付が行われた外国において、当該受取利息に対して、外国法人税(源泉税を含む)が課される場合には、課税の対象から除外することができます。従って、例えば、外国法人であるプール・リーダーが、その日本支店を通じて香港等の利息に源泉税が課されない国に所在するプール・メンバーへ貸付を行ったような場合には、その貸付から生じた受取利息については、日本支店の課税所得となります。

日本支店により負担される借入に係る支払利息

外国法人であるプール・リーダーが日本に支店を有し、日本支店が借入・貸付業務を行う場合、資金余剰のプール・メンバーからの借入に対して支払われる利息につき、日本支店により負担される利息として、日本においても源泉税が課されます。従って、利息の受領者である資金余剰のプール・メンバーは、利息の支払者であるプール・リーダーの本店所在地国及び日本における課税関係につき、両国との租税条約を検討する必要があります。

従って、日系企業がキャッシュ・マネジメントを行う場合で、日本の親会社はそのマネジメント業務の一部を行う場合には、前述の国際税務問題の検討に加えて、上記の事項についても事前に検討し、慎重にストラクチャーを決定する必要があります。

IV. 結び

小稿では、キャッシュ・プーリング・アレンジメントにおいて、その背景にある経済的実態および関連する法的規制についての不十分な経験しか銀行あるいはアドバイザーが有しないとした場合に、その検討がストラクチャーを組成した後に、遅きに失して検討されるおそれのある税務上のリスクについて説明いたしました。ここで説明された税務上のリスクは、慎重なプランニングとストラクチャリングによって、軽減することが可能であると考えます。

© 2006 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.

この記事に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

E-mail: pwjapan.taxpr@jp.pwc.com Tel:03-5251-2400 (代表) 広報担当: 高橋、中村